

平成17年度 国立大学法人群馬大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。更に、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。
- 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。教育成果の検証には、国際的な語学能力検定試験（TOEICなど）を利用する。
- 3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。更に、ネット社会におけるマナーと危機管理の方法を学ばせる。
- 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学ばせ、討論形式の演習・講義を更に充実し高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。

学部教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解させるとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探求できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。
- 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。
- 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターンシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室及び各学部で組織的に検証し、改善策を立案する。評価結果及びそれに基づく改善策は公表する。

(ii) 大学院課程

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。

博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。

修了後の進路等に関する具体的目標の設定

教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などをを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるよう指導する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。

- アンケート等を利用して、アドミッション・ポリシーの適切度や認知度、広報の適切性の確認を行い、平成18年度以降の入試に反映させる。
- 広報紙の見直しを図る。また、各種イベントへの参加、高校訪問、外部広報紙の活用等による宣伝活動を積極的に行う。
- 入学者選抜方法研究委員会において、追跡調査を実施する。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、学生自らが学ぶ教育を実践し、課題探求・問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学习と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。
- 2) 担任制、オフィスアワー、TA、履修ガイダンス等を充実する。また、学生相談体制、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。
- 3) 特色GP、現代GP等の競争的教育改善プログラム事業に迅速に対応できる学内システムを確立する。また、教養教育に関するユニークな教育企画に

取り組む。

- 4) FDを企画し、斬新的な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。
- 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。
- 6) 学長、役員等（学外の専門家も含む）による体系的な教養教育公開講義を実施する。また、単位化及び授業評価について検討する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。
- 2) 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。
- 3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA (Grade point average) を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。

(ii) 大学院課程

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
- 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。
- 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生の受け入れ体制の充実を図る。
- 4) 学士課程3年修了（医学科にあっては5年修了）による大学院進学制度の導入を検討する。

教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムについて検討を行う。
- 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。
- 3) 大学院の教育プログラムについて検討を行う。
- 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラムを整備する。
- 5) 社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。
- 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新的な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。
- 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。

- 海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを整備する。
- 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。
- 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。
 - 2) 新たに採用する教員に対しては、任期制の導入を検討する。
 - 3) 教員の研究者情報データベースを整備する。更に、教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価法について検討を開始する。
 - 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を行うシステムについて検討する。
 - 5) 全学共通の教養教育に関して、企画・実施・運営組織を置き、改革を推進する。
- 大学教育研究センターに学修原論改善検討作業部会及び外国語教育改善検討作業部会を設置し、教養教育の一層の充実及び改革を実施する。
 - 特任教授制度を設置し、教養教育改革の企画立案に参画させる。
 - 科目登録制の実施に伴い、科目集団を組織する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。
- 施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。
- 2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。
- 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室に液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。
- 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、IT活用教育の充実を図る。
- 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提

供する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- 1) 大学評価室を中心に、学生の授業評価、大学院生や卒業生による教育に対する満足度調査を実施し、その結果を公表する。また、指摘された問題点に対する改善策については、関係委員会が検討する。
- 2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化する。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。
- 3) シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき学生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステムを導入する。このような情報を集積して、データベースとして活用する。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。
- 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。
- 2) 大学教育・学生支援機構（仮称）の中に学生支援センター（仮称）を設置する。
- 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。オフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。
- 4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設ける。

生活相談等に関する具体的方策

- 1) 学生支援センター（仮称）内に学生相談部（仮称）を設置し、生活相談等広く大学生活に関する学生の相談に応ずる。
- 2) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。セクシュアル・ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。
- 3) 学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。
- 4) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。ま

た、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し、研修を実施する。

就職支援等に関する具体的方策

- 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職協議会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。
- 2) 県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を開催し、実務者の資質向上及び経済界や公的就職支援組織との意見交換を図る。
- 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。学生支援センター就職支援部(仮称)の設置を目指す。
- 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援(模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等)を行う。

経済的支援に関する具体的方策

- 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。
- 2) 下宿、アパート情報をホームページに掲載するなど、宿舎の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。

社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を更に充実させる。
- 2) 図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図り、開館日や開館時間についても配慮する。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。
- 3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。
- 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。
- 3) 生命科学・医学研究に関しては、21世紀C.O.Eプログラム「生体情報の受容伝達と機能発現」及び「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」の研究を推進するとともに、研究戦略室を中心にして、世界的水準の研究拠点形成の中・長期的戦略を立案する。

- 4) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。

大学として重点的に取り組む領域

- 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究
 - 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築
 - 3) 重粒子線利用による医学・生物学研究の推進と低侵襲がん治療法の開発
 - 4) 健康の維持・増進や生活の質（QOL）向上のための科学的研究
 - 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
 - 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
 - 7) 学校教育が直面している諸課題（不登校、いじめ、多文化共生等）に対応するための実践的・総合的研究
 - 8) 社会情報化の進行をめぐる諸侧面に関する総合的研究
- これらの重点研究領域各々に専門委員会を設置し、研究の総合計画、進捗状況を把握すると共に、研究成果に関する評価を行う。

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。
- 企業懇談会を開催し、高度技術研修及び客員教授によるセミナーを開催する。
- ホームページ、大学案内等を利用し、施設や公開講座案内、研究者情報等を広く社会に公開する。
- 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。
- 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に知的財産管理システムを整備し、学内の知的財産権の管理・活用を図る。
- 4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。
- 文部科学省及び経済産業省による地域科学技術・産業振興事業に積極的に応募する。
- 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価するために、教員の研究者情報データベースを作成する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。
- 2) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を拡充し、重点配置をするための制度について検討する。
- 3) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受け入れを拡充する。

研究資金の取得と配分に関する具体的方策

- 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。
- 2) 若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。
- 3) 本学の方針に基づく基礎的研究については、研究費の配分を十分に配慮する。

研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援のための学術情報の整備・充実に努めるとともに、情報発信体制を強化する。
- 2) 機器分析センター、地域共同研究センター等、学内研究支援施設の統合・整備について検討する。
- 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導体制の強化を図る。
- 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。
 - 新設・改修建物に20%の共用研究スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。
 - 研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを充実させる。
 - 利益相反ポリシーを策定し、利益相反マネージメント体制を構築する。
 - 特許情報等を、ホームページの更新、機関誌「知財ニュース」の発行等により随時発信する。
- 2) 現代的教育ニーズ支援プログラム「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」に基づき、知的財産専門講座、医学・バイオ特許講座、弁理士チャレンジ講座、知的財産マネジメント講座等を開設して知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 21世紀C.O.Eプログラムの成果を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。

- 重粒子線治療法の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、原子力研究所（高崎研究所）と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究を更に推進する。
 - 放射線医学総合研究所及び原子力研究所（高崎研究所）等との共同研究の成果を踏まえて、小型重粒子線治療等施設を備えた重粒子線医学研究センター（仮称）の設置計画を推進する。
- 2) 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、他大学と連携し、実践研究を推進する。
 - 3) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。
 - 4) 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。
 - 5) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。
 - 6) 工学分野において、ナノテクノロジー研究会、アナログ集積回路研究会、ケイ素科学技術研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。
 - 7) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。
 - 8) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。
 - 9) 情報システム分野において、総合情報メディアセンター、関係学部及び海外協力校等との連携共同により、遠隔授業システム（e-ラーニング）の開発・実施に向けた取組みを推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会を効率的・機動的な組織に再編し、地域社会との連携・協力策を組織的に推進する。
- 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。
- 3) 県、市町村等との連携により、多文化共生に向けての学校教育、社会教育の在り方について、実践研究を推進する。
- 4) 健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークの構築について検討する
- 5) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究によ

り、地域保健行政施策への提言を行う。

- 6) 高等学校と大学間の連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。
- 7) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。

産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会を効率的・機動的な組織に再編し、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。
- 2) 地域共同研究センター・サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ一などを中心とした産学連携推進機構（仮称）を組織化し、連携推進体制を強化する。
- 3) 文部科学省及び経済産業省の地域科学技術・産業振興事業、科学技術振興機構の地域研究開発促進拠点支援事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。
- 4) 企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業教育の活性化を図る。
- 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の充実を図る。

地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 県内国公立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づく連携を一層推進する。
- 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。
- 3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を図る。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 国際交流委員会を中心に、国際交流事業の戦略的かつ組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘・国際会議や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。
- 2) 留学生的教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。
- 3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積

極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。

- 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策

- 1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーバランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度な治療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。
- 2) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、女性専門一次外来の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。
- 3) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。
- 4) 患者用駐車場の整備を進める。

教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的方策

- 1) 医学科の「特色ある大学教育支援プログラム」である「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」を推進し、低学年の学生から診療参加型実習を推進する。
- 2) 臨床研修センターを充実し、効率的でかつ専門能力を高めるための継続的な教育研修プログラムを提供する。
- 3) 初期臨床研修終了後の専門的研修システムを構築するため、レジデント制度を導入する。
- 4) 研修医の教育、臨床経験、先進医療を進める際に不足となる教員を補うために、研修指導医、非常勤医師を増員する。
- 5) 北関東医療圏における戦略的計画的な医師育成のため、初期臨床研修の充実を図る。
- 6) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。

高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策

- 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化する。
 - 遺伝子診断、治療等に関して、大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を進めながら診療体制を充実させる。
- 2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。
- 3) 生命科学研究の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床

- 試験部等を活用する。
- 4) ホームページ等を通じて高度先進医療等に関する広報を進める。

地域医療に積極的に貢献するための具体的方策

- 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。
- 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。
- 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレスを試行的に行う。遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。

病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策

- 1) 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。
- 2) 既得の日本医療機能評価機構の更新に向けて医療機能評価システムを構築し、教職員による自己評価を行う。さらに評価結果に基づいて効率的な人事配置を行う。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策

- 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。
 - 個別テーマごとにプロジェクトを設け、実証的に取組み、その成果を研究会等で公表する。
- 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部とともに教育実習の在り方を見直し、改善を図る。

関係教育機関と連携を強化するための具体的方策

- 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。
- 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。
- 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。
- 4) 附属養護学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を整備し、特別支援教育センター(仮称)の設置を目指す。

学校生活を充実させるための具体的方策

学校評議員制度や学校公開等を通して学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。

- 教職員による学校評価に加え、学校評議員、保護者、学外者による評価を

行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 全学の各種委員会を適正規模にするとともに、運営実績の点で非効率と思われる組織、委員が相当を欠く程度に重複している組織等について、委員の負担の公平を考慮し、廃止を含めた整理再編を行い、効率的で機動的な運営組織を整備する。
 - 大学運営会議を設置し、従来の学長主催の全学委員会及び学内共同教育研究施設の管理委員会等を集約する。また、その他の委員会についても、各理事の下に再編する。
- 2) -① 副学部長ないし学部長補佐等を置き、学部等運営の効率性・機動性を高める。また、学部等の運営会議もしくは運営委員会の規模及び任務を再検討するとともに、必要に応じて、企画戦略室(仮称)を設置し、学部長等のリーダーシップが有効に発揮できるようにする。
 - ② 学部長等に、一定の裁量経費枠を認め、学部等の戦略的な資源配分が可能となる措置を講ずる。
- 3) -① 本部事務局並びに各部局の事務部の学内連絡調整の場を設ける。また、業務運営面における教職員の連携と一体性を強める。
 - ② 業務運営の効率性・機動性を高めるために、財務、労務、知的財産等の専門的な知識・技能を必要とする部署を整備・強化し、必要に応じて当該業務に関する学内教員・学外専門家の参画を得る。
- 4) -① 附属図書館、総合情報処理センター、総合情報システム室を統合して、総合情報メディアセンターを創設する。
 - ② 各部局における業務の機能的遂行のため、関連組織等の一元化を図り、社会的要請に応えうるサービスを提供し、利用面での充実を図る。
- 5) 新国立大学協会、ブロック単位並びに全国レベルの各国立大学間の連携協力体制を確立する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1) 大学教育及び学生支援を効果的に企画、実施、運営するため、大学教育・学生支援機構(仮称)を設置し、その中で大学教育研究センターの改組、並びに学生支援センター(仮称)及びアドミッション・オフィス(仮称)を設置する。
- 2) 留学生センターの改組を検討する。
- 3) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。
- 4) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。
- 5) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを構築する。

6) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) -① 本学の「人事の方針」に基づき、有効な人事システムの構築を図る。
 - ② 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するため、職員研修を定期的に行うとともに、職場の流動化を図る。
 - ③ 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、兼職・兼業規制の見直しを行い、自己申告・許可制の導入を検討する。
 - ④ 一部職員においては、ワークシェアリングや時間差出勤等、多様な勤務形態を導入する。
 - ⑤ 新たに採用する教員に対しては、任期制の導入を検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方を検討する。
 - ⑥ 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。
 - ⑦ 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。
 - ⑧ 競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を導入する。
 - ⑨ 産学官連携推進を視野におき、民間人研究者の受け入れを容易にする制度を確立する。
- 2) -① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとするが、必要に応じて、国際化・情報化・地域連携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。
 - ② 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修制度を確立し、職員の能力開発を支援し、有為な人材を養成する。
 - ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に行い、組織の活性化を推進する。
 - ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 1) -① 大学の将来計画を念頭におき、事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化に弾力的に対応できる体制を整備する。

- 研究支援事務、产学連携・地域連携事務、学術交流、留学生交流事務等の統合整備、また、総合情報メディアセンター設置等に伴う事務組織の再編を行う。
 - ② 法人化後の諸課題を解決するため、機動的な大学運営を支援するシステムの構築を図る。
 - 事務組織の再編の中で秘書室及び監査室の整備を行う。また、研究推進部及び昭和地区事務体制の整備を行い、学務部及び荒牧地区事務体制の見直しを行う。
- 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント(知識の共有による効率的な管理運営)の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を構築する。
 - 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整える。個々の事例に応じた応募体制を整え、部局内はもちろん、部局間にまたがる研究グループによる活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。
- 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得へ向けての積極的な支援体制を充実させる。
- 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る方法を検討する。ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。
- 4) 科学技術分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。
- 5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。
- 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。

7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき光熱水費等の受益者負担制度を導入し、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。
 - 施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。
- 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。
- 3) 施設計画、管理等に関する課題については、全学的見地から「国立大学法人群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。
- 4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、全学的見地に立った施設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース課金システムを導入する。
- 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育に関する授業評価を一層充実させ、授業方法改善活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。
- 2) 自己点検評価に対し、各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発刊（年2回）を検討する。
- 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。
 - ホームページ上に情報公開案内を掲載し、法人文書管理ファイル管理簿へのアクセスを可能とする。

- 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合情報メディアセンターを中心に拡大充実させていく。また、学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。
- 4) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- 1) 教育内容・方法の進展への方策として、情報化対応などの施設機能の向上や、各種規模の講義室の点検・評価を行い、その結果に基づいた整備充実を図るとともに、講義室の共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図る。
- 2) 産学官連携等の共同研究や学際的研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。
- 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。
 - 施設・環境推進室における実態調査を踏まえ、改修整備計画に基づき、整備を進める。
- 4) 高度先進医療を実践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を行う。
- 5) 小型重粒子線治療等施設を備えた重粒子線医学研究センター（仮称）の設置計画を推進する。
- 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。
 - 施設・環境推進室において現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。
- 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。
 - キャンパスの環境の点検・評価を行い、整備目標を設定し、計画的に整備を行う。
- 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）等方式による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 1) 全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。

- 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。
- 施設管理実施方針に基づき、適正な維持管理を行う。
- 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。
- 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき必要に応じて整備を行う。
また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。
- 5) 建物の維持管理・運営は、「国立大学法人群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、公正かつ効率的運用を推進する。
- 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。
- 施設・環境推進室において現状調査を行い、計画的に更新・改修等を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
- 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心に、各施設の安全点検を実施する。
 - 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受け入れに関する情報管理及び連携システムを充実する。
 - 3) 防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。
 - 4) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。
 - 5) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。
 - 6) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。
 - 7) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。
 - 8) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。
 - 9) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。

(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策

- 1) 実験・実習中の事故に対する労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関するマニュアル等を作成し、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的に安全防止管理・事故防止講習会を実施する。

- 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断、実験・実習時における感染予防対策(肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等)を実施する。
- 保健管理センターを改組し、「健康支援総合センター(仮称)」の設置に向け、検討を行う。
- 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報管理と情報安全に対する対策を検討する。
- 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。

(3) 環境保全に関する具体的方策

省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院中央診療棟新営に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・附属病院中央診療棟	総額 4,099	施設整備費補助金 (1,192) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (52)

・小規模改修

長期借入金

(2,855)

(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

平成17年度の常勤職員数 1,785人（役員を除く。）

また、任期付職員数の見込みを 50人とする。

平成17年度の人件費総額見込み 16,186百万円（退職手当は除く）

（別紙）

○ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（別表）

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	12,866
施設整備費補助金	1,192
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,087
国立大学財務・経営センター施設費交付金	52
自己収入	19,275
授業料及入学金検定料収入	4,021
附属病院収入	15,173
財産処分収入	0
雑収入	81
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	1,600
長期借入金収入	2,855
計	38,927
支出	
業務費	29,104
教育研究経費	9,473
診療経費	14,610
一般管理費	5,021
施設整備費	4,099
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	1,600
長期借入金償還金	4,124
計	38,927

[人件費の見積り]

平成17年度総額 16,186百万円を支出する。(退職手当は除く)

「施設整備補助金」のうち、平成17年度当初予算額252百万円、
前年度よりの繰越額940百万円

「長期借入金」のうち、平成17年度当初計画額2,233百万円、
前年度よりの繰越額622百万円

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	33,526
業務費	29,512
教育研究経費	1,982
診療経費	8,528
受託研究費等	860
役員人件費	108
教員人件費	9,645
職員人件費	8,389
一般管理費	953
財務費用	819
雑損	0
減価償却費	2,242
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	34,534
運営費交付金	12,720
授業料収益	3,343
入学金収益	515
検定料収益	125
附属病院収益	15,173
受託研究等収益	860
寄附金収益	707
財務収益	0
雑益	81
資産見返運営費交付金戻入	54
資産見返寄附金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	950
臨時利益	0
純利益	1,008
総利益	1,008

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	44,617
業務活動による支出	30,465
投資活動による支出	4,338
財務活動による支出	4,124
翌年度への繰越金	5,690
資金収入	44,617
業務活動による収入	33,741
運営費交付金による収入	12,866
授業料及入学金検定料による収入	4,021
附属病院収入	15,173
受託研究等収入	860
寄附金収入	740
その他の収入	81
投資活動による収入	2,331
施設費による収入	2,331
その他の収入	0
財務活動による収入	2,855
前年度よりの繰越金	5,690

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	880人 (うち教員養成に係る分野880人)
社会情報学部	社会情報学科	440人
医学部	医学科	570人 (うち医師養成に係る分野570人)
	保健学科	690人
工学部	(昼間コース)	
	応用化学科	272人
	材料工学科	232人
	生物化学工学科	352人
	機械システム工学科	352人
	建設工学科	160人
	電気電子工学科	352人
	情報工学科	200人
	学科共通	60人
	(夜間主コース)	
	応用化学科	50人
	生物化学工学科	90人
	機械システム工学科	90人
	電気電子工学科	90人
	情報工学科	120人
教育学研究科	学校教育専攻	14人
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 78人)
社会情報学研究科	社会情報学専攻	20人 (うち修士課程 20人)
医学系研究科	医科学専攻	325人 (うち博士課程 325人)
	保健学専攻	157人 〔うち修士課程 112人 博士課程 45人〕
工学研究科	応用化学専攻	48人 (うち修士課程 48人)
	材料工学専攻	44人 (うち修士課程 44人)
	生物化学工学専攻	74人 (うち修士課程 74人)
	機械システム工学専攻	82人 (うち修士課程 82人)
	建設工学専攻	26人 (うち修士課程 26人)
	電気電子工学専攻	70人 (うち修士課程 70人)
	情報工学専攻	54人 (うち修士課程 54人)
	物質工学専攻	21人 (うち博士課程 21人)
	生産工学専攻	36人 (うち博士課程 36人)
	電子情報工学専攻	20人 (うち博士課程 20人)
	ナノ材料システム工学専攻	101人 〔うち修士課程 62人 博士課程 39人〕
特殊教育特別専攻科	重複障害教育専攻	15人

教育学部附属小学校

960人
学級数 24

教育学部附属中学校

480人
学級数 12

教育学部附属養護学校

60人
学級数 9

教育学部附属幼稚園

160人
学級数 5